



質問 1

患者の1人からいわゆる医療過誤を理由に損害賠償を求められていましたが、このほど慰謝料を支払うことで示談にしました。この慰謝料は経費になりますか。なお、事件の解決を依頼した弁護士にも謝礼の支払をしましたが、これはどうなるでしょうか。

回答 事業に関連したもので、故意または重大な過失がなければ必要経費となります。

業務の遂行上第三者に与えた損害について支出する損害賠償金は、原則として事業の必要経費となりますが、①家事上の損害賠償金や②業務に関連して事業主の故意または重大な過失によって他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金は、必要経費にはなりません。また、この場合の損害賠償金には、いわゆる損害賠償金のほか、慰謝料・示談金・見舞金など名目にはかかわりなく、他人に与えた損害を補填するために支出する一切の費用が含まれ、さらに関連する弁護士報酬等も含まれます。

なお、他人の権利を侵害したことについて「重大な過失」があったかどうかは、当事者の職業・地位・加害時の周囲の状況・侵害した権利の内容・取締法規の有無などの具体的な事情を考慮して当然はらうべきであった注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかによって判定することに取り扱われており、例えば、特別な事情のない限り、劇薬などを他の薬品などと、誤認して供与して他人に損害を与えた場合などは、重大な過失があったものとされています。

したがって、ご質問の場合には、その事故が業務遂行の過程において発生したもので、事故を起こしたことについて故意または重大な過失がないときには、その支払うことになった慰謝料（保険などで補填される金額は除きます。）は弁護士への謝礼を含めて事業の必要経費となります。